

別紙2「対象所属の概要」

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
財務部				
	財政課		(1) 財政計画に関すること。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関すること。 (3) 市債に関すること。 (4) 地方交付税に関すること。 (5) 一時借入金に関すること。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関すること。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関すること。 (8) 財政公表に関すること。	16
	資産税課	償却資産係 土地1係 土地2係 家屋1係 家屋2係	(1) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。 (2) 土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税並びに土地及び家屋に対する都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産課税台帳等の閲覧、固定資産税に係る証明及び名寄帳等の写しの交付並びにその総括に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 固定資産課税台帳の登録事項等の通知に関すること。	54
市民生活部				
	スポーツ振興課	管理係 振興係	(1) 社会体育の総合調整に関すること。 (2) 体育施設の運営指導に関すること。 (3) 体育施設の建設計画に関すること。 (4) 体育施設の設置に関すること。 (5) 体育施設の使用管理に関すること。 (6) 市民総合プール、市民神の島プール及び諏訪体育館に関すること。 (7) 社会体育の普及及び振興に関すること。 (8) 社会体育の指導育成に関すること。	12

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
			(9) スポーツ推進審議会に関すること。 (10) アーチェリー場との連絡調整に関すること。 (11) 公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴収に関すること。 (12) 公共施設案内・予約システムに登録している無料の公園施設の行為許可に関すること。 (13) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関すること（文化振興課の所管に係るものを除く。）。 (14) 公益財団法人長崎市スポーツ協会その他の体育団体との連絡調整に関すること。	
原爆被爆対策部				
	援護課	援護係 医療認定係	(1) 原子爆弾被爆者の援護及び相談に関すること。 (2) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。 (3) 原子爆弾被爆者健康手帳に関すること。 (4) 第一種健康診断受診者証に関すること。 (5) 原子爆弾被爆者の医療費に関すること。 (6) 原子爆弾被爆者台帳の管理に関すること。 (7) 原子爆弾被爆者に対する諸手当の認定及び支給に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者健康管理手当等支給認定審査会及び原子爆弾被爆者養護ホーム入所判定審査会に関すること。	10
福祉部				
	高齢者すこやか支援課	総務係 地域支援係 認定審査係	(1) 高齢者の福祉の措置に関すること（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。 (2) 福祉の措置に要する費用の徴収に関すること。 (3) 長寿祝金に関すること。 (4) 軽費老人ホームの事務費に関すること。 (5) 介護保険の被保険者の要介護、要支援認定に関すること。 (6) 地域支援事業の企画に関すること。 (7) 老人福祉団体の育成及び連絡調整に関すること。 (8) 老人福祉センター及び老人憩の家の設置及び改良に関すること。	25

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
			<p>(9) 地域包括支援センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>(10) 介護認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、養護老人ホーム等入所判定審査会及び高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に関する事。</p>	
	障害福祉課	総務企画係 支援係 福祉係	<p>(1) 障害児・者の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。）に関する事（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 身体障害者手帳に関する事。</p> <p>(3) 障害児・者の福祉医療費に関する事。</p> <p>(4) 障害者支援施設の設置の許可等に関する事。</p> <p>(5) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関する事。</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する事。</p> <p>(7) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事。</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>(9) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関する事。</p> <p>(10) 発達障害に関する事。</p> <p>(11) 障害者虐待の防止に関する事。</p> <p>(12) 障害を理由とする差別の解消の促進に関する事。</p> <p>(13) 難病に関する事（健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(14) 障害福祉センターに関する事。</p> <p>(15) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会を含む。）、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関する事。</p>	32

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
			(16) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。 (17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。	
市民健康部				
	健康づくり課		(1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民21市民推進会議及びストップCKDネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること（保健所の所管に係るものを除く。） (5) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。） (6) 歯科保健に関すること（子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。） (7) 口腔保健支援センターに関すること。	16
	国民健康保険課	管理係 給付係 賦課係	(1) 国民健康保険事業の企画に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関すること。 (3) 国民健康保険税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 国民健康保険運営協議会に関すること。	35
	後期高齢者医療室		(1) 後期高齢者医療被保険者の便益の増進に寄与する書類の受付等に関すること。	10
こども部				
	こども政策課	企画係 助成係	(1) 部の統括に関すること。 (2) 子育て支援の総合的な計画、推進及び情報発信に関すること。 (3) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、障害福祉課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関すること。	22

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
			<p>(4) 児童福祉施設（幼児課の所管に係るものを除く。）の設置の認可等に関する事。</p> <p>(5) 児童、母子、父子及び寡婦の福祉、養育及び教育に係る相談並びに福祉及び援護に関する事。</p> <p>(6) 子ども、母子、父子及び寡婦の福祉医療費に関する事。</p> <p>(7) 子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。</p> <p>(8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する事。</p> <p>(9) 交通遺児教育手当に関する事。</p> <p>(10) 母子生活支援施設に関する事。</p> <p>(11) あぐりの丘に関する事。</p> <p>(12) 子どもの予防接種に関する事。</p> <p>(13) 小児慢性特定疾病に関する事。</p> <p>(14) 障害児の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものに限る。）に関する事。</p> <p>(15) 児童館との連絡調整及び維持管理に関する事。</p> <p>(16) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会、小児慢性特定疾病審査会、予防接種健康被害調査委員会及び子育て支援センター運営団体選定審査会に関する事。</p> <p>(17) 部内事務の連絡調整に関する事。</p>	
子育てサポート課	企画サービス係 包括相談係 支援係		<p>(1) 母子保健事業の企画及び推進に関する事。</p> <p>(2) 母子健康手帳に関する事。</p> <p>(3) 母子に係る歯科保健に関する事。</p> <p>(4) 妊産婦、子ども及び子育て家庭の相談及び支援に関する事。</p> <p>(5) 児童虐待等の防止及び対応等に関する事。</p> <p>(6) 助産施設との連絡調整に関する事。</p> <p>(7) 助産施設における助産の実施に関する事。</p> <p>(8) こども家庭センターに関する事。</p> <p>(9) 児童等の関係機関及び福祉団体との連絡調整に関する事。</p>	24

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
土木部				
	土木総務課	総務係 管理係	(1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関する事。 (6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関する事。 (7) さくらの里の管理に関する事。 (8) 道路台帳及び公園台帳に関する事。 (9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関する事。 (10) 法定外公共物譲与申請に関する事。 (11) 緑地保全に関する事。 (12) 都市緑化推進事業に関する事。 (13) 緑化基金事業に関する事。 (14) 公共花壇デザイン選定審査会に関する事。 (15) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関する事。 (16) 部内事務の連絡調整に関する事。	27
中央総合事務所				
	地域福祉課	健康支援1係 健康支援2係 健康支援3係	(1) 次項に定める所管区域内における次の事務に関する事。 ア 母子、成人、高齢者及び障害者の福祉及び保健に関する相談及び支援 イ 健康増進事業の実施 ウ 母子保健事業の実施 エ 地域の福祉及び保健に関するネットワークづくり オ 地域支援事業及び在宅福祉推進事業の実施 カ 高齢者虐待防止のための支援 キ 原子爆弾被爆者養護ホームの入所調査	37

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
	生活福祉2課	生活支援係 生活福祉5係 生活福祉6係 生活福祉7係 生活福祉8係	<p>(1) 次項に定める所管区域内における次の事務に関すること。</p> <p>ア 被保護者等の援護（生活福祉1課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>イ 被保護者生活実態調査等（生活福祉1課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>ウ 行旅病人の救護及び行旅死亡人の埋葬（生活福祉1課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の自立の支援に関すること。</p> <p>(3) 生活困窮者の自立の促進に関すること。</p>	42
	西浦上地域センター		<p>(1) 地域振興に関すること。</p> <p>(2) 地域のまちづくり活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 地域の相談の受付に関すること。</p> <p>(4) 地域住民・団体と各所属との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 庁舎の管理及び庁舎内の取締りに関すること。</p> <p>(6) 市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料、後期高齢者医療保険料並びに市営住宅家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。</p> <p>(7) 市税に係る諸証明等に関すること。</p> <p>(8) 市税に係る当初申告及び減免の受付に関すること。</p> <p>(9) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録並びに中长期在留者及び特別永住者の住居地届出等事務に関すること。</p> <p>(10) 個人番号の付番及び個人番号カードに係る受付等に関すること。</p> <p>(11) 身元証明に関すること。</p> <p>(12) 電子署名に係る認証業務に関すること。</p> <p>(13) 死体の埋葬及び火葬の許可証の交付に関すること。</p> <p>(14) 国民健康保険に係る受付等に関すること。</p> <p>(15) 国民年金に係る受付等に関すること。</p> <p>(16) 原爆被爆者対策に係る受付等に関すること。</p> <p>(17) 高齢者福祉に係る受付等に関すること。</p> <p>(18) 障害者福祉に係る受付等に関すること。</p>	19

部	課	係	分掌事務	令和7年4月1日 時点の職員数
			<p>(19) 児童福祉に係る受付等に関する事。</p> <p>(20) 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等に係る受付等に関する事。</p> <p>(21) 介護保険に係る受付等に関する事。</p> <p>(22) 保健に係る受付等に関する事。</p> <p>(23) 後期高齢者医療に係る受付等に関する事。</p> <p>(24) 廃棄物の処理に係る受付等に関する事。</p> <p>(25) 農林水産業に係る受付等に関する事。</p> <p>(26) 港湾施設の利用に係る受付等に関する事。</p> <p>(27) 共同募金及び赤十字募金の援助に関する事。</p> <p>(28) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。</p> <p>(29) 市民サービスコーナーとの連絡調整及び維持管理に関する事（西浦上地域センターに限る。）。</p> <p>(30) その他市長が指定する事務に関する事。</p>	